

改正後様式

令和 年 月 日		F01	税務署長殿	
納税地	郵便番号	—		
	フリガナ			
	納税地	F06		
	電話番号	F07	—	
フリガナ		F03		
名称又は屋号		F04		
個人番号又は法人番号		F02		
フリガナ		H06		
代表者氏名又は氏名		H07		

様式ID	NTA1SHA010010110
------	------------------



第一表

令和八年十月一日以後開始する課税期間分（一般用）

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方消費税の

申告書	
G28	← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告 の場合の 対象期間	自	元号	年	月	日
	NO3				
	至	元号	年	月	日
	NO4				

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	G01	000
消費税額	②	G02	
控除過大調整税額	③	G03	
控除対象仕入税額	④	G04	
返還等に係る税額	⑤	G05	
貸倒れに係る税額	⑥	G06	
控除税額小計 (④ + ⑤ + ⑥)	⑦	G07	
控除不足還付税額 (⑦ - ② - ③)	⑧	G08	
差引税額 (② + ③ - ⑦)	⑨	G09	00
中間納付税額	⑩	G10	00
納付税額 (⑨ - ⑩)	⑪	G11	00
中間納付還付税額 (⑩ - ⑨)	⑫	G12	00
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	G13
	差引納付税額	⑭	G14
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	G15
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	G16
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	G17
	差引税額	⑱	G18
還付割額	還付額	⑲	G19
納税割額	納税額	⑳	G20
中間納付譲渡割額		㉑	G21
納付譲渡割額 (㉑ - ㉒)		㉒	G22
中間納付還付譲渡割額 (㉒ - ㉑)		㉓	G23
この申告書が修正申告である場合	既確定割額	㉔	G24
	差引納付譲渡割額	㉕	G25
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		㉖	G26

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖) • 修正申告の場合 ㉖ = ㉔ + ㉕
㉖ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項 参考事項	割賦基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G29		
	延払基準等の適用	1:適用あり 2:適用なし	G30		
	工事進行基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G31		
	現金主義会計の適用	1:適用あり 2:適用なし	G32		
	売上税額の積上げ計算の適用	1:適用あり 2:適用なし	G33		
	控除算税方の法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 上記以外 (個人の方) 税額控除に係る経過措置の適用	1:個別対応方式 2:一括比例配分方式 3:全額控除 8:3割特例	G34	
	基準期間の課税売上高	G27		千円	
	還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ銀行	金融機関名	Z01	
金融機関区分		Z02		1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協	
		支店名	Z03		
本支店区分		Z04		1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所	
		預金種類	Z05		1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他
口座番号		Z06			
(窓口受取)		Z07		郵便局	
		記号番号	Z08	—	
(個人の方) 公金受取口座の利用		G35		1:利用する 2:利用しない	
税理士署名	R01				
電話番号(税理士)	R02	—			
税理士法第30条の書面提出		提出あり:1 提出なし:2	G36		
税理士法第33条の2の書面提出		提出あり:1 提出なし:2	G37		

※ 3割特例による申告の場合、㉖欄に㉑欄の数字を記載し、㉖欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

令和 年 月 日		F01	税務署長殿	
納税地	郵便番号	—		
	フリガナ			
	納税地	F06		
	電話番号	F07	—	
フリガナ		F03		
名称又は屋号		F04		
個人番号又は法人番号		F02		
フリガナ		H06		
代表者氏名又は氏名		H07		

様式ID	NTA1SHA020010100
------	------------------



第一表

令和八年十月一日以後開始する課税期間分（簡易課税用）

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方消費税の

申告書	
G27	← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告 の場合の 対象期間	自	元号	年	月	日
	NO3				
	至	元号	年	月	日
	NO4				

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	円
	G01	000
消費税額	②	G02
貸倒回収に係る消費税額	③	G03
控除対象仕入税額	④	G04
返還等対価に係る税額	⑤	G05
貸倒れに係る税額	⑥	G06
控除税額小計 (④ + ⑤ + ⑥)	⑦	G07
控除不足還付税額 (⑦ - ② - ③)	⑧	G08
差引税額 (② + ③ - ⑦)	⑨	G09
中間納付税額	⑩	G10
納付税額 (⑨ - ⑩)	⑪	G11
中間納付還付税額 (⑩ - ⑨)	⑫	G12
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬ G13
	差引納付税額	⑭ G14
この課税期間の課税売上高	⑮	G15
基準期間の課税売上高	⑯	G16
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰ G17
	差引税額	⑱ G18
譲渡額	還付額	⑲ G19
納税額	納税額	⑳ G20
中間納付譲渡割額	㉑	G21
納付譲渡割額 (㉑ - ㉒)	㉒	G22
中間納付還付譲渡割額 (㉑ - ㉒)	㉓	G23
この申告書が修正申告である場合	既確定額	㉔ G24
	差引納付譲渡割額	㉕ G25
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		
㉖	G26	

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

付記事項 参考事項	割賦基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G28		
	延払基準等の適用	1:適用あり 2:適用なし	G29		
	工事進行基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G30		
	現金主義会計の適用	1:適用あり 2:適用なし	G31		
	売上税額の積上げ計算の適用	1:適用あり 2:適用なし	G32		
	事業区分	区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	(千円)	売上割合(%)
		第1種	G33		C01
		第2種	G34		C02
		第3種	G35		C03
		第4種	G36		C04
第5種		G37		C05	
第6種	G38		C06		
項	特例計算適用(令57③)	1:適用あり 2:適用なし	G39		
(個人の方)の地方消費税控除に係る経過措置の適用(3割特例)					
還付を受けようとする金融機関等	金融機関名	Z01			
	金融機関区分	Z02	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協		
	支店名	Z03			
	本支店区分	Z04	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所		
	預金種類	Z05	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他		
	口座番号	Z06			
	ゆうちょ銀行	(窓口受取)	Z07		郵便局
		記号番号	Z08	—	
(個人の方)公金受取口座の利用					
				1:利用する 2:利用しない	
税理士署名					
R01					
電話番号(税理士)					
R02		—			
税理士法第30条の書面提出					
				提出あり:1 提出なし:2	
G42					
税理士法第33条の2の書面提出					
				提出あり:1 提出なし:2	
G43					

㉖=(⑪+㉒)-(⑧+⑫+⑲+㉓)・修正申告の場合㉖=⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 3割特例による申告の場合、⑱欄に㉑欄の数字を記載し、
⑱欄×22/78から算出された金額を㉒欄に記載してください。

付表6 税率別消費税額計算表

〔小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

特 別



課税 期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名	F04	
	N01					～	N02							

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A		税 率 7.8 % 適 用 分 B		合 計 C (A+B)	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ①		※第二表の⑤欄へ 円		※第二表の⑥欄へ 円		※第二表の⑦欄へ 円	
		G01		G09		G17	
課 税 標 準 額 ②		①A欄(千円未満切捨て)		①B欄(千円未満切捨て)		※第二表の⑧欄へ	
		G02	000	G10	000	G18	000
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 ③		(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑨欄へ		(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑩欄へ		※第二表の⑪欄へ	
		G03		G11		G19	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ④		G04		G12		※第一表の⑬欄へ	
						G20	
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ⑤		G05		G13		※第二表の⑫、⑭欄へ	
						G21	
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (③ + ④ - ⑤) ⑥		G06		G14		G22	

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A		税 率 7.8 % 適 用 分 B		合 計 C (A+B)	
特 別 控 除 税 額 (⑥ × 70 %) ⑦		G07		G15		※第一表の⑮欄へ	
						G23	

III 貸倒れに係る税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A		税 率 7.8 % 適 用 分 B		合 計 C (A+B)	
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑧		G08		G16		※第一表の⑯欄へ	
						G24	

「税率別消費税額計算表」

〔小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）又は消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 51 条の 3 第 1 項《適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置》の規定（3 割特例）の適用を受ける場合に使用し、申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

なお、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）附則第 5 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 4 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第 10 条第 2 項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合には、この付表によらず、付表 4－1「税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表 4－2「税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表 5－1「控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」及び付表 5－2「控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」を申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。



消費税簡易課税制度選択届出書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01	税務署長		法人番号	F02			
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06			
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07			
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	—	
	フリガナ	E01						
	納税地	F06						
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。								
所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項若しくは第51条の3第5項又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。								
① 適用開始課税期間	自	元号	年	月	日	至	元号 年 月 日	
	N01					N02		
② ① の 基 準 期 間	自	元号	年	月	日	至	元号 年 月 日	
	N03					N04		
③ ② の 課 税 売 上 高	G02						円	
事業の内容	E02				事業区分	G03	種事業	
次のイ、ロ、ハ又はニの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ、ハ又はニの項目を記載してください。)				G04	← 1=はい、2=いいえ			
消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合								
イ	課税事業者 となった日	元号	年	月	日	課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	G05	
消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合								
ロ	設立年月日	元号	年	月	日	基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	G06	
提出要件の 確認	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合 (同条第2項の規定の適用を受ける場合) 仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。							
	A	仕入れ等を行った課税期間の初日	元号	年	月	日	この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	G07
	B	仕入れ等を行った課税期間の初日	元号	年	月	日	この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	G08
		建設等が完了した課税期間の初日	元号	年	月	日		
	※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を記載要領等に留意の上、記載してください。							
	消費税法第12条の4第3項に規定する「金地金等の仕入れ等」を行っている場合							
	ニ	「金地金等の仕入れ等」の合計額(税抜金額)が2百万円以上となった課税期間の初日	元号	年	月	日	この届出による①の「適用開始課税期間」は、金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の合計額(税抜金額)が2百万円以上となった課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	G09
	※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。なお、この届出書を提出した課税期間が、上記ニに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間における金地金等の仕入れ等の金額の合計額(税抜金額)が2百万円以上となった場合も同様となります。詳しくは、記載要領等をご確認ください。							
	参考事項	E03						
	税理士署名	R01				電話番号 (税理士)	R02	—
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年 月 日	番号 確認	K21	備考		

消費税簡易課税制度選択届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、簡易課税制度を適用しようとする場合に提出します（法37①）。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の選択をやめることはできません（法37⑥）。

- (注) 1 この届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について簡易課税制度を適用できなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、その課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び簡易課税制度が適用されます。
- 2 課税期間の初日において恒久的施設（所得税法又は法人税法に規定する「恒久的施設」をいいます。）を有しない国外事業者は、その課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることはできません（法37①）。
- 3 課税事業者を選択することにより課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中又は法第12条の2第1項に規定する新設法人若しくは法第12条の3第1項の特定新規設立法人が基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合は、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③一、二）。
- 4 事業者が、高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより、法第12条の4第1項の規定の適用を受ける場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません。また、高額特定資産が自己建設高額特定資産に該当する場合には、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額（事業者免税点制度、簡易課税制度、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置又は適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けない課税期間中において行った原材料費及び経費に係るもの）に限り、消費税相当額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③三）。
- 5 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けたことにより、法第12条の4第2項の規定の適用を受ける場合には、法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた課税期間（これらの規定の適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③四）。
- 6 事業者が、その課税期間中に金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の金額の合計額（税抜き）（その課税期間が1年に満たない場合には、その合計額をその課税期間の月数で除し、これを12倍した金額。以下同じです。）が200万円以上であったことにより、法第12条の4第3項の規定の適用を受ける場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③五）。
- 7 この届出書を提出した後、同一の課税期間に上記3から6に掲げる場合に該当することとなったときは、既に提出したこの届出書はその提出がなかったものとみなされます（法37④）。

2 提出時期等

- (1) この届出書の効力は、原則として、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないことになります。

なお、新規開業した事業者等は、その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

- (2) 2割特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（以下「平成28年改正法」といいます。）附則51の2①）の適用を受けた適格請求書発行事業者が、この届出書をその適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限まで（その適用を受けた課税期間の翌課税期間が令和8年9月30日以前に終了する場合には、その翌課税期間中）に提出した場合には、その翌課税期間から簡易課税

制度の適用を受けることができます（平成28年改正法附則51の2⑥）。

- (3) 3割特例（平成28年改正法附則51の3①）の適用を受けた適格請求書発行事業者が、この届出書をその適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに提出した場合には、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（平成28年改正法附則51の3⑤）。
- (4) 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる規定（平成28年改正法附則44④）の適用を受ける場合に、この届出書を適格請求書発行事業者の登録がされた日を含む課税期間中に提出したときは、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則18）。

3 記載要領

- (1) 上記2(2)、(3)又は(4)により簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項若しくは第51条の3第5項又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。」欄に、数字の1を記載します。
- (2) 「① 適用開始課税期間」欄には、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「② ①の基準期間」欄には、「① 適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。
- (4) 「③ ②の課税売上高」欄には、「② ①の基準期間」における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

（注）「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

- (5) 「事業の内容」欄には、具体的な事業内容を記載し、「事業区分」欄には、簡易課税制度の第一種事業から第六種事業の事業区分のうち、該当する事業の種類を算用数字で記載します。

（例）第一種事業であれば、数字の1を記載

- (6) 「提出要件の確認」欄のイ、ロ、ハ又はニには、次に該当する場合に上記1の（注）3から6の提出要件を満たしているか確認の上、記載します。

イ 課税事業者を選択して課税事業者となっている者

ロ 提出を行う課税期間において法第12条の2第1項に規定する「新設法人」に該当する法人若しくは過去に該当していた法人又は提出を行う課税期間において法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する法人若しくは過去に該当していた法人

ハ 高額特定資産の仕入れ等を行っている者又は高額特定資産である棚卸資産等若しくは調整対象自己建設高額資産について法第36条第1項若しくは第3項の規定の適用を受けた者

なお、法第12条の4第2項の規定の適用を受ける事業者は、ハの項目を以下のとおり読み替えたところにより各欄を記載します。

（イ）「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替えます。

（ロ）「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替えます。

ニ その課税期間中に金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上である者

- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



輸出物品販売場許可申請書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。								
輸 出 物 品 販 売 場 の 情 報	販 売 場 の 所 在 地	郵便番号	必ず記載してください	P01	—	電話番号	T01	— —
		販 売 場 の 名 称	所在地	E02				
			E03					
			許可の区分	G01	← 以下の該当番号を記載してください。 1：一般型輸出物品販売場 2：自動販売機型輸出物品販売場			
	該 当 す る 場 合 に 記 載 し て く だ さ い	「1：一般型」を選択し、販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合に記載してください。						
		承認免税手続事業者 の氏名又は名称	E04					
		承認免税手続事業者 の納税地	E05					
		「2：自動販売機型」を選択した場合に記載してください。						
		指定自動販売機 識別情報	指定自動販売機の指定番号	E06				
			自動販売機管理番号	E07				
購 入 記 録 情 報 の 提 供 等 の 方 法	該 当 す る い ず れ か の 欄 を 記 載 し て く だ さ い	申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。						
		電子証明書の 発行の要否	G02	← 以下の該当番号を記載してください。 1：必要 2：不要				
		「電子証明書の発行の要否（G02）」欄で「1」を選択した場合に記載してください。						
		フリガナ	E08					
		電子メールアドレス (80文字以内)	E09					
	承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。							
	承認送受信事業者 の識別符号	E10						
承認送受信事業者 の氏名又は名称	E11							
参 考 事 項	E12							
税 理 士 署 名	R01			電 話 番 号	R02	— —		

輸出物品販売場許可申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この許可申請書は、輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、その許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法 8 ⑦、令 18 の 2 ①、規則 7 ①）。

- (注) 1 輸出物品販売場の許可及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って許可申請書を提出してください。
- 許可申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく（輸出物品販売場を移転する場合には、その移転する日の前日までに）、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則 7 ④）。
 - 許可を受けている輸出物品販売場について、消費税法第 8 条第 1 項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（令 18 の 2 ④）。
 - 許可を受けようとする販売場が 2 以上ある場合には、適宜の様式に「輸出物品販売場の情報」及び「購入記録情報の提供等の方法」の各欄に記載すべき事項をまとめて記載した一覧表等を作成して添付することで、各販売場についての許可申請を行うこととしても差し支えありません。この場合、販売場ごとに識別符号を通知します。
 - この許可申請書を提出すべき事業者（輸出物品販売場を開設しようとする事業者）について、例えば販売委託の形態を採る場合は委託者が、いわゆる消化仕入れの形態を採る場合（売り場であるテナントから百貨店や大型小売店等が商品を仕入れ免税販売手続を行う場合）は百貨店や大型小売店等が、通常は該当します。

《一般型輸出物品販売場の許可要件》

- 次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限り。）がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- 免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。
- 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。

《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》

- 次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限り。）がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- 免税販売手続及び購入記録情報の提供を行うことができる機能を有する自動販売機の基準として財務大臣が定める基準を満たす一の自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限り。）のみを設置する販売場であること。

2 記載要領

- 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称を記載します。「販売場の所在地」について、販売場をショッピングセンター等に設置する場合には、その場所を特定できるよう、例えば「〇〇県◇市××〇ー〇 △△モール□□館 3 階 123 区画」のように具体的な所在地を記載します。また、「販売場の名称」については、例えば「国税商店〇〇 3 丁目店」と記載しますが、自動販売機型輸出物品販売場である場合には、例えば「〇〇店内自動販売機第 1 号」と記載します。
- 「許可の区分」欄には、この許可申請書に係る輸出物品販売場の区分について、該当する番号を記載します。
- 「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄は、この許可申請書に係る一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合（免税販売手続を自ら実施するほか、承認免税手続事業者にも委託して行わせる（併用する）場合を含みます。）に、その承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。また、一の一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続に係る事務を 2 以上の承認免税手続事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。
- 「指定自動販売機識別情報」欄は、許可を受けようとする自動販売機型輸出物品販売場に係る指定自動販売機の指定番号（指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた 8 桁の数字）及び自動販売機管理番号（指定自動販売機について 1 台ごとに設定された 15 桁の英数字）を記載します。
- 「購入記録情報の提供等の方法」欄は、輸出物品販売場ごとの購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）の方法について、次のイ又はロの場合に応じてそれぞれ次により記載します。

なお、一の輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を申請者が自ら行うほか、承認送受信事業者にも委託する（併用する）場合には、次のイ及びロの欄を全て記載します。

イ 申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合

(イ) 「電子証明書の発行の要否」欄

電子証明書の発行の要否について、該当する番号を記載します。

複数の輸出物品販売場を経営する事業者であって、既に電子証明書を取得している場合には、同一の

電子証明書を使用して購入記録情報の提供等を行うことも可能です。なお、その場合は「電子証明書の発行要否」欄に「2」と記載します。

(ロ) 「電子メールアドレス」及び「フリガナ」欄

電子証明書の発行が必要な場合には、電子メールアドレス(80 文字以内)を記載します。

「フリガナ」欄は電子メールアドレスに係るフリガナを記載します。なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字又は記号であること
- ・ユーザー名が「. (ピリオド)」又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

ロ 承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う場合の「承認送受信事業者の識別符号」及び「承認送受信事業者の氏名又は名称」欄は、購入記録情報の提供等に係る事務を委託する承認送受信事業者の識別符号及び氏名又は名称を記載します。また、一の輸出品販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を2以上の承認送受信事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。

《購入記録情報の提供等の方法について》

購入記録情報の提供等の方法は、輸出品販売場を経営する事業者が自ら行うほか、承認送受信事業者に委託してその承認送受信事業者に行わせることもできます。また、複数の輸出品販売場を経営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報の提供等を行うほか、本社等からその事業者が経営する販売場の購入記録情報の提供等を一括して行うこともできます。

《識別符号について》

この許可申請に基づき輸出品販売場の許可がなされた場合、納税地の所轄税務署長からその許可通知とともに、輸出品販売場ごとの識別符号が通知されます。この識別符号は、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の受領を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切に管理してください。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

事業者が購入記録情報の提供等を行う際、国税庁（免税販売管理システム）では電子証明書による認証を行います。そのため、購入記録情報の提供等を輸出品販売場を経営する事業者が行う場合には、原則として電子証明書を取得して送受信機器にインストールしておく必要があります。ただし、例えば複数の輸出品販売場を経営しており本社で集約して購入記録情報の提供等を行う場合で、既に本社システムに電子証明書がインストールされているときは、改めて電子証明書を取得する必要はありません。また、承認送受信事業者に委託する場合も、電子証明書の取得は不要です。

3 添付書類

添付書類の確認（該当する確認欄にチェックしてください。）		確認
輸出品販売場に関する書類		
一般型輸出品販売場を設置する場合		
自ら販売場で免税販売手続を行う場合	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど） ※ この書類は、これまでの輸出品販売場の許可申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、許可申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和○年○月○日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐
免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合	その委託に関する契約書の写し（免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写しなど）	☐
自動販売機型輸出品販売場を設置する場合	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（自動販売機設置契約書の写しなど）	☐
購入記録情報の提供等の方法に関する書類		
自ら購入記録情報の提供等を行う場合	購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など） ※ この書類は、これまでの輸出品販売場の許可申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、許可申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和○年○月○日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐
購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託して行わせる場合	その委託に関する契約書の写し（購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写しなど）	☐

(注) 上記のほか、許可要件の確認のために追加資料の提出をお願いする場合があります。

(例：販売委託や消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料等)



承認免税手続事業者承認申請書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、承認免税手続事業者の承認を受けたいので、申請します。

設置しようとする免税 手続カウンターの所在地	
	※ 設置しようとする免税手続カウンターごとに申請する必要があります。
参考事項	
税理士署名	(電話番号 - -)

承認免税手続事業者承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この承認申請書は、免税手続カウンター（承認免税手続事業者が他の事業者の免税販売手続を行うための施設設備）を設置しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、免税手続カウンターを設置することについての承認を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令18の3③、規則8①）。

- （注）1 承認免税手続事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。
- 2 承認申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく（承認免税手続事業者の承認に係る免税手続カウンターを移転するときは、その移転する日の前日までに）、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則8③）。
- 3 承認免税手続事業者の承認に係る免税手続カウンターを廃止しようとするときは、「承認免税手続事業者不適用届出書」を提出する必要があります（令18の3⑦）。
- 4 承認免税手続事業者の承認は、設置しようとする免税手続カウンターごとに受ける必要があります。なお、承認を受けようとする免税手続カウンターが2以上ある場合には、適宜の様式に「設置しようとする免税手続カウンターの所在地」欄に記載すべき事項をまとめて記載した一覧表等を作成して添付することで、各免税手続カウンターについての承認申請を行うこととしても差し支えありません。

《承認免税手続事業者の承認要件》

次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）に与えるものとする。

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。
- ② 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を適正に実施するための必要な体制を整備していること。
- ③ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

2 記載要領

「設置しようとする免税手続カウンターの所在地」欄には、設置しようとする免税手続カウンターの所在地を記載します。免税手続カウンターをショッピングセンター等に設置する場合には、その場所を特定できるよう、例えば「〇〇県◇◇市××〇ー〇 △△モール□□館 3階123区画」のように具体的な所在地を記載します。

3 添付書類

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
設置しようとする免税手続カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど） ※ この書類は、既に承認免税手続事業者の承認を受けており、これまでの承認申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、承認申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類は令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。		☐



承認送受信事業者承認申請書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、承認送受信事業者の承認を受けたいので、申請します。		
フリガナ		
電子メールアドレス (80 文 字 以 内)	E03	
購入記録情報の 提供等に使用する 情報システムの概要	E04	
参考事項	E05	

税理士署名	R01		電話番号	R02	— —
-------	-----	--	------	-----	----------

承認送受信事業者承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この承認申請書は、輸出品販売場を経営する事業者から委託を受けて、購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）に係る事務を行おうとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、その承認を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令 18 の 4 ③、規則 9 ①）。

- （注） 1 承認送受信事業者の承認及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。
- 2 承認申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく「輸出品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則 9 ⑤）。
- 3 承認送受信事業者の承認に係る事業を廃止しようとするときは、「承認送受信事業者不適用届出書」を提出する必要があります（令 18 の 4 ⑦）。

《承認送受信事業者の承認要件》

次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）であること。

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限りません。）がないこと。
- ② 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制を整備していること。
- ③ 輸出品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他委託を受けて購入記録情報の提供等に係る事務を行う承認送受信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

2 記載要領

- (1) 「電子メールアドレス」欄は、電子メールアドレス（80 文字以内）を記載します。「フリガナ」欄は電子メールアドレスに係るフリガナを記載します。なお、登録可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。
- ・英数字又は記号であること
 - ・ユーザー名が「.」（ピリオド）又は「@」で始まっていないこと
 - ・「@」を 1 つのみ含むこと
- (2) 「購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要」欄は、例えば「自社開発システムにより購入記録情報の提供等を実施」と記載します。

《識別符号について》

この承認申請に基づき承認送受信事業者の承認がなされた場合、納税地の所轄税務署長からその承認通知とともに、承認送受信事業者の識別符号が通知されます。この識別符号は、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の受領を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切に管理してください。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

事業者が購入記録情報の提供等を行う際、国税庁（免税販売管理システム）では電子証明書による認証を行います。そのため、電子証明書を取得して送受信機器にインストールしておく必要があります。

3 添付書類

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	購入記録情報の提供等に係る事務の概要を記載した書類（輸出品販売場を経営する事業者向けの事務マニュアルなど）	☐
2	購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（購入記録情報の提供等に係る端末操作要領など）	☐

様式ID NTA1SHZ530010010



臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書



年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けたいので申請します。

設置しようとする 臨時販売場の区分	☐ 一般型臨時販売場 ☐ 自動販売機型臨時販売場 ※ この申請による承認は、既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限り受けることができます。また、一般型臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受ける場合、既に一般型輸出物品販売場の許可を受けている必要があります。
設置を予定している 臨時販売場の概要	※ 申請日時点で設置を予定している臨時販売場の概要を記載してください。

購入記録情報の提供等の方法	申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。
	電子証明書の発行の要否 ☐ 必要 ☐ 不要 ※ 電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。
	フリガナ
	電子メールアドレス (80文字以内)
	@
承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。	
承認送受信事業者の識別番号	
承認送受信事業者の氏名又は名称	

参考事項	
税理士署名	(電話番号 — —)

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この承認申請書は、7月以内の期間を定めた臨時販売場（輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、あらかじめ、臨時販売場の設置について承認を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法8⑨⑩、令18の5①、規則10①）。

- （注）1 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。
- 2 臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その設置日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を、事業者の納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があります（法8⑨、規則10③）。
- 3 承認申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則10⑥）
- 4 臨時販売場を設置しようとする事業者としての承認について、その承認に係る臨時販売場の設置をやめようとするときは、「臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書」を提出する必要があります（令18の5⑥）。

《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

次に掲げる要件の全て（自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、次に掲げる①及び②の要件）を満たす事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）であること。

- ① 臨時販売場における免税販売手続及び購入記録情報の提供等に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者であること。
- ② 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ③ 一般型輸出物品販売場に係る許可を受けている事業者であること。

2 記載要領

- (1) 「設置しようとする臨時販売場の区分」欄は、設置しようとする臨時販売場の区分を選択します。
一般型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者については、一般型輸出物品販売場に係る許可を受けている事業者である必要があります。
- (2) 「設置を予定している臨時販売場の概要」欄は、設置を予定している臨時販売場の概要（イベント名称や期間）等を記載します。なお、申請日時時点でイベントの詳細が決まっていない場合には、例えば「●●ドームで開催予定のイベントの開催期間に併せ、臨時販売場の設置を計画」などと記載します。
- (3) 「購入記録情報の提供等の方法」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）の方法について、次のイ又はロの場合に応じてそれぞれ次により記載します。

なお、一の臨時販売場に係る購入記録情報の提供等を申請者が自ら行うほか、承認送受信事業者にも委託する（併用する）場合には、次のイ及びロの欄を全て記載します。

イ 申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合

(イ) 「電子証明書の発行の要否」欄

電子証明書の発行の要否を選択します。複数の輸出物品販売場や臨時販売場を経営する事業者であつて、既に電子証明書を取得している場合には、同一の電子証明書を使用して購入記録情報の提供等を行うことも可能です。なお、その場合は「電子証明書の発行要否」欄は「不要」を選択します。

(ロ) 「電子メールアドレス」欄 及び「フリガナ」欄

電子証明書の発行が必要な場合には、電子メールアドレス(80 文字以内)を記載します。「フリガナ」欄は電子メールアドレスに係るフリガナを記載します。

なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字又は記号であること
- ・ユーザー名が「.（ピリオド）」又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

ロ 承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う場合の「承認送受信事業者の識別符号」及び「承認送受信事業者の氏名又は名称」欄は、購入記録情報の提供等に係る事務を委託する承認送受信事業者の識別符号及び氏名又は名称を記載します。また、一の臨時販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を2以上の承認送受信事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してくだ

さい。

《購入記録情報の提供等の方法について》

購入記録情報の提供等の方法は、臨時販売場を運営する事業者が自ら行うほか、承認送受信事業者に委託してその承認送受信事業者に行わせることもできます。また、複数の臨時販売場を運営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報の提供等を行うほか、本社等からその事業者が運営する販売場の購入記録情報の提供等を一括して行うこともできます。

《識別符号について》

この承認申請に基づき臨時販売場を設置しようとする事業者の承認がなされた場合、納税地の所轄税務署長からその承認通知とともに、臨時販売場を設置しようとする事業者としての識別符号（輸出物品販売場ごとの識別符号とは異なります。）が通知されます。この識別符号は、設置する全ての臨時販売場に共通して使用するもので、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の受領を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切に管理してください。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

事業者が購入記録情報の提供等を行う際、国税庁（免税販売管理システム）では電子証明書による認証を行います。そのため、購入記録情報の提供等を臨時販売場を運営する事業者が行う場合には、電子証明書を送受信機器にインストールしておく必要があります。なお、電子証明書について、既に輸出物品販売場を運営する事業者として取得しているときは、改めて取得する必要はありません。また、承認送受信事業者に委託する場合も、電子証明書の取得は不要です。

3 添付書類

添 付 書 類 の 確 認 （該当する確認欄にチェックしてください。）				確認
購入記録情報の提供等を行う者のパターンに応じ、それぞれ次の書類を添付				
経営する輸出物品販売場	臨時販売場	添付書類		☐
自ら実施	承認送受信事業者に委託	臨時販売場の購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写し		
承認送受信事業者に委託	左記とは異なる承認送受信事業者に委託			☐
承認送受信事業者に委託	自ら実施	臨時販売場の購入記録情報の提供等 に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、承認申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。		
自ら実施	自ら実施	－（不要）		
承認送受信事業者に委託	左記と同じ承認送受信事業者に委託	－（不要）		

臨時販売場設置届出書



年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、臨時販売場を設置するので届出します。

臨時販売場を 設置しようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
設置しようとする 臨時販売場の区分	☐ 一般型 ☐ 自動販売機型					
設置しようとする 臨時販売場の所在地	(〒 —)					
設置しようとする 臨時販売場の名称						
該当する場合に 記載してください	➡ 設置しようとする臨時販売場が一般型輸出品販売場とみなされるものであって、免税販売手を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合に記載してください。					
	承認免税手続事業者 の氏名又は名称					
	承認免税手続事業者 の納税地					
設置しようとする 臨時販売場の 指定自動販売 機別情報	➡ 設置しようとする臨時販売場が自動販売機型輸出品販売場とみなされるものである場合に記載してください。					
	指定自動販売機 の指定番号		自動販売機管理番号			
参考事項						
税理士署名	(電話番号 — —)					
※ 税務署処理欄	備考		通信日付の 年 月 日	F12	(西暦) 年 月 日	

臨時販売場設置届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、7月以内の期間を定めた臨時販売場（輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する場合に事業者の納税地を所轄する税務署長にその設置日の前日までに提出するものです（法8⑨、規則10③）。

- （注）1 この届出書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（令18の5⑤、規則10⑤）。
- 2 設置しようとする臨時販売場が2以上ある場合には、適宜の様式にこの届出書の記載事項をまとめた一覧表等を作成して添付することで、各臨時販売場についての届出を行うこととしても差し支えありません。

2 記載要領

- (1) 「臨時販売場を設置しようとする期間」欄は、設置しようとする臨時販売場の設置期間（7月以内）を記載します。
- (2) 「設置しようとする臨時販売場の区分」欄は、設置しようとする臨時販売場の区分を選択します。
- (3) 「設置しようとする臨時販売場の所在地」及び「設置しようとする臨時販売場の名称」欄は、設置しようとする臨時販売場の所在地及び名称を記載します。「設置しようとする臨時販売場の所在地」については、その場所を特定できるよう、例えば「〇〇県◇◇市××〇ー〇 △△公園□□フェス会場 A3区画」のように具体的な所在地を記載します。また、「設置しようとする臨時販売場の名称」については、例えば「国税商店△△公園□□フェス店」と記載しますが、自動販売機型臨時販売場である場合には、例えば「国税商店△△公園□□フェス店内自動販売機第1号」と記載します。
- (4) 「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄は、設置しようとする臨時販売場が一般型輸出物品販売場とみなされるものであって、免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合（免税販売手続を自ら実施するほか、承認免税手続事業者にも委託して行わせる（併用する）場合を含みます。）に、その承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。また、一の輸出物品販売場に係る免税販売手続に係る事務を2以上の承認免税手続事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。
- (5) 「設置しようとする臨時販売場の指定自動販売機識別情報」欄は、設置しようとする臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされるものである場合、設置する指定自動販売機の指定番号（指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字）及び自動販売機管理番号（指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字）を記載します。

3 添付書類

添付書類の確認（該当する確認欄にチェックしてください。）			確認
届出書に記載した所在地に臨時販売場を設置することを証する書類（テナント契約書や出店許可書の写しなど） ※ 自動販売機型臨時販売場を設置する場合には、自動販売機設置契約書の写しなど			☐
臨時販売場で行う免税販売手続	自ら行う場合	免税販売手続マニュアルなど ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場の設置届出時に提出したものと <u>内容に変更がない場合</u> 、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐
	承認免税手続事業者に委託する場合	その委託に関する契約書の写しなど	☐



輸出物品販売場等変更届出書



年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、輸出物品販売場等に変更がありましたので、届出します。

①事業者区分※該当するものにチェックを付してください

☒ 輸出物品販売場を経営する事業者

☐ 臨時販売場を設置しようとする事業者

※この変更届出の対象となる輸出物品販売場又は臨時販売場の情報を記載してください。

必ず記載してください	輸出物品販売場 (臨時販売場) の情報	区分	☐ 一般型 ☐ 自動販売機型		
		所在地	(〒 -) (電話番号 - -)		
		名称			
記載するものいずれか一つにチェックを付してください	輸出物品販売場	識別符号			
	臨時販売場	設置期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		

☒ 承認免税手続事業者

免税手続カウンター の所在地	
-------------------	--

☒ 承認送受信事業者

②変更事項

変更事項	☐ 販売場の名称	☐ 販売場の所在地
	☐ 電子メールアドレス	☐ 免税販売手続の委託の有無や委託先を変更
変更年月日	令和 年 月 日	
変更前		
	フリガナ	
	電子メールアドレス	@
	(80文字以内)	※電子メールアドレスを変更した場合に記載してください。
変更後		
	フリガナ	
	電子メールアドレス	@
	(80文字以内)	※電子メールアドレスを変更した場合又は新たに電子証明書の発行を受ける場合に記載してください。

参考事項

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

※ 税務署処理欄備考

通信日付の年 月 日	F12	(西暦) 年 月 日		
------------	-----	------------	--	--

輸出物品販売場等変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、下記 3 に掲げる事業者が提出した申請書や届出書に記載した内容に変更があった場合に、その事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令 18 の 5⑤、規則 7④、8③、9⑤、10⑤⑥）。

なお、この届出書はその変更が生じた後、遅滞なく提出する必要がありますが、輸出物品販売場や免税手続きカウンターを移転する場合には、その移転する日の前日までに提出する必要があります（規則 7④、8③）。

（注 1） 輸出物品販売場や臨時販売場等の所在地の移転ではなく、これらの販売場等を廃止し、新たに販売場等を設置する場合には、次のとおり手続を行う必要があります。その場合、この届出書の提出は不要です。

販売場等の種類	廃止する販売場等	新たに設置する販売場等
輸出物品販売場	輸出物品販売場廃止届出書	輸出物品販売場許可申請書
臨時販売場	－（不要） ※ 提出した臨時販売場設置届出書の内容に変更がある場合は輸出物品販売場等変更届出書	臨時販売場設置届出書
承認免税手続事業者（免税手続きカウンター）	承認免税手続事業者不適用届出書	承認免税手続事業者承認申請書

（注 2） 吸収合併、営業譲渡又は相続により、輸出物品販売場を経営する事業者が変更となる場合には、以下のケースに応じ次の手続を行う者が各提出先（税務署長）に「輸出物品販売場許可申請書」を提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受けるとともに、許可を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります。その場合、この届出書の提出は不要です。

ケース	手続を行う者	許可申請書の提出先	廃止届出書の提出先
吸収合併	被合併法人から輸出物品販売場を引き継ぐ合併法人	合併法人の納税地の所轄税務署長	被合併法人の納税地の所轄税務署長
営業譲渡	【許可申請】 営業譲渡を受ける事業者 【廃止届出】 営業譲渡をした事業者	営業譲渡を受ける事業者の納税地の所轄税務署長	営業譲渡をした事業者の納税地の所轄税務署長
相続	被相続人から輸出物品販売場を引き継ぐ相続人	相続人の納税地の所轄税務署長	被相続人の納税地の所轄税務署長

2 記載要領

(1) 「①事業者区分」欄には、この届出書を提出する事業者に応じ、輸出物品販売場を経営する事業者、臨時販売場を設置しようとする事業者、承認免税手続事業者又は承認送受信事業者のうち、いずれか該当するものを選択し、次の事項をそれぞれ記載します。

イ 「輸出物品販売場（臨時販売場）の情報」欄には、この届出書を提出する事業者が輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者である場合に、その届出の対象となる輸出物品販売場又は臨時販売場に係る次の事項をそれぞれ記載します。

(イ) 「区分」欄

この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場の区分を選択します。

(ロ) 「所在地」欄及び「名称」欄

この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場の所在地及び名称を記載します。

(ハ) 「識別符号」欄

この届出書を提出する事業者が輸出物品販売場を経営する事業者である場合に、その届出の対象となる輸出物品販売場の識別符号を記載します。

(ニ) 「設置期間」欄

この届出書を提出する事業者が臨時販売場を設置しようとする事業者である場合に、その届出の対象となる臨時販売場の設置期間（7月以内）を記載します。

ロ 「免税手続きカウンターの所在地」欄には、この届出書を提出する事業者が承認免税手続事業者である場合に、この届出の対象となる免税手続きカウンターの所在地を記載します。

(2) 「②変更事項を記載してください」欄は、それぞれ次により記載します。

なお、変更事項が複数ある場合には、この届出書に全て記載するか、適宜の様式に記載して添付しても差し支えありません。

イ 「変更事項」欄

この届出書の対象となる変更の内容について、該当する項目を選択します。また、「その他」を選択した場合、変更内容を記載します。

ロ 「変更年月日」欄

この届出書の対象となる変更があった年月日を記載します。ただし、購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）の方法を承認送受信事業者へ委託する方法から自ら実施する方法に変更する場合には、その変更予定年月日を記載します。また、購入記録情報の提供等を自ら実施しており、電子証明書の発行のみを受ける場合、「変更年月日」欄の記載は不要です。

ハ 「変更前」及び「変更後」欄

上記イの「変更事項」欄で選択又は記載した事項について、変更前と変更後の内容を記載します。記載に当たっては次の点にご注意ください。

(イ) 変更事項が輸出物品販売場や臨時販売場等の所在地である場合で、その変更後の販売場がショッピングセンター等に所在するときは、その場所を特定できるよう、例えば「〇〇県◇◇市××〇ー〇 △△モール□□館 3階 123 区画」のように具体的な所在地を「変更後」欄に記載します。

(ロ) 免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合（免税販売手続を自ら実施するほか、承認免税手続事業者にも委託して行わせる（併用する）場合を含みます。）、その承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を「変更後」欄に記載します。また、一の輸出物品販売場や臨時販売場に係る免税販売手続に係る事務を2以上の承認免税手続事業者に委託する場合には、「変更後」欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。

なお、免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託している場合で、自らも免税販売手続を実施する（手続を併用する）ときは、この届出書の提出は不要です。

(ハ) 変更事項が「電子メールアドレス」及び電子メールアドレスに係る「フリガナ」である場合には、それぞれ変更前後の電子メールアドレス（80 文字以内）及びフリガナを記載します。電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要があるのご注意ください。

- ・英数字又は記号であること
- ・ユーザー名が「.（ピリオド）」又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

(ニ) 購入記録情報の提供等の方法を承認送受信事業者から届出者が自ら提供等する方法へ変更する場合等で電子証明書（クライアント証明書）を新たに発行する必要があるときは、「電子証明書の発行が必要」である旨を「変更後」欄に記載し、「電子メールアドレス」欄も記載します。なお、複数の輸出物品販売場を経営する事業者や臨時販売場を設置しようとする事業者であって、既に電子証明書を取得している場合には、同一の電子証明書を使用して購入記録情報の提供等を行うことも可能です。

(ホ) 購入記録情報の提供等を委託する承認送受信事業者を変更する場合、承認送受信事業者の氏名又は名称のほか、その識別符号も「変更後」欄に記載する必要があります。

なお、一の輸出物品販売場や臨時販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を2以上の承認送受信事業者に委託する場合には、「変更後」欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。

3 変更事項の例及び添付書類（次の事項を変更する場合には、「添付書類」に掲げる変更後の書類を添付します。）

事業者の区分	変更事項の例	添付書類 (該当する確認欄にチェックしてください。)	確認
輸出物品販売場を経営する事業者	「輸出物品販売場許可申請書」に係る事項		
	輸出物品販売場の名称や所在地	－（不要）	☒
	一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者	注 1	☐
	自動販売機型輸出物品販売場に係る自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号）	自動販売機設置契約書の写しなど	☐
	購入記録情報の提供等の委託の有無や委託先の承認送受信事業者	注 2	☐
	購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書の発行要否、電子証明書の失効	－（不要）	☒
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けている事業者	「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」に係る事項		
	購入記録情報の提供等の委託の有無や委託先の承認送受信事業者	注 2	☐
	購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書の発行要否、電子証明書の失効	－（不要）	☒
	「臨時販売場設置届出書」に係る事項		
	臨時販売場の名称	－（不要）	☒
	臨時販売場の所在地や設置期間	テナント契約書や出店許可書の写しなど	☐

	臨時販売場に設置する自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号）	自動販売機設置契約書の写しなど	☐
	免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者	注 1	☐
承認免税手続事業者	「承認免税手続事業者承認申請書」に係る事項		
	免税手続カウンターの所在地	－（不要）	☐
承認送受信事業者	「承認送受信事業者承認申請書」に係る事項		
	電子メールアドレス	－（不要）	☐
	購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要	購入記録情報の提供等に係る端末操作要領など	☐

（注 1） 免税販売手続に係る変更の内容に応じ、次の書類。

・承認免税手続事業者に新規に委託 ・承認免税手続事業者の変更や追加	免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写し	☐
・委託を取りやめ届出者が自ら実施	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場の設置届出時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐

（注 2） 購入記録情報の提供等の方法に係る変更の内容に応じ、次の書類。

・承認送受信事業者に新規に委託 ・承認送受信事業者の変更や追加	購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写し	☐
・委託を取りやめ届出者が自ら実施	購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐

様式ID	NTA1SHZ290010070
------	------------------



輸出物品販売場廃止届出書

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05		—	電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、輸出物品販売場を廃止するので届出します。

廃止しようとする販売場	販売場の識別符号	
	販売場の所在地	
	販売場の名称	
	廃止年月日	令和 年 月 日
参 考 事 項		
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)



承認免税手続事業者不適用届出書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、承認免税手続事業者の承認に係る免税手続カウンターを廃止するので届出します。	
廃止しようとする免税 手続カウンターの所在地	※ 廃止する免税手続カウンターごとに申請する必要があります。
免税手続カウンター を廃止しようとする日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 — —)



承認送受信事業者不適用届出書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、承認送受信事業者の承認に係る事業を廃止するので届出します。

承認送受信事業者の承認 に係る事業を 廃止しようとする日	元号	年	月	日

参考事項

税理士署名	R01		電話番号	R02	— —
-------	-----	--	------	-----	--------



臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
納税地	F06					

下記のとおり、臨時販売場の設置をやめるので届出します。	
承認の区分	☐ 一般型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場 ☐ 自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場
臨時販売場の設置をやめようとする日	令和 年 月 日
参考事項	
税理士署名	(電話番号 — —)

様式ID NTA1VSZ010010010



★
シ
1

海軍販売所等購入物品 亡失証明 承認 申請書

3通提出

年 月 日 提出

提出先	F01			税務署長	税関長	
フリガナ (氏名)	F03					
氏名	F04					
郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
住所又は居所	F06					

下記のとおり、亡失したため輸出しないことにつき承認を受けたいので申請します。
(下記の免税対象物品が亡失したことの証明を受けたいので、申請します。)

亡失した 免税対象 物品	品名				合計	
	規格・銘柄					
	数量					
	単価	円	円	円	円	
	価額	円	円	円	円	
	税額	円	円	円	円	
免税対象物品の購入年月日		令和 年 月 日				
購入した 海軍販売所等	所在地	(電話番号 - -)				
	名称					
亡失の事情及びその場所		亡失年月日	令和 年 月 日			

※ 上記の免税対象物品が亡失したことを証明します。

第 号
令和 年 月 日 税務署長 印

※ 上記の申請について承認します。

第 号
令和 年 月 日 税関長 印

注意 この申請書は、亡失場所の最寄りの税務署長に3通提出し、うち2通に亡失の証明を受けた後、その2通を出港地の所轄税関長に提出してください。

海軍販売所等購入物品譲渡（譲受け）承認申請書



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	個人番号又は法人番号	F02	
フリガナ (氏名又は名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は名称	F04			代表者氏名	H07	
郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
住所又は居所	F06					

下記のとおり、譲渡又は譲受けをすることにつき承認を受けたいので、申請します。

免税対象物品の所在場所 の所在地及び名称		(電話番号 - -)			
免税 対象 物品	品名				合計
	規格・銘柄				
	数量				
	単価	円	円	円	円
	価額	円	円	円	円
	税額	円	円	円	円
免税対象物品の購入年月日		令和 年 月 日			
購入した 海軍販売所等	所在地	(電話番号 - -)			
	名称				
譲 受 (渡) 人	住所又は居所	(電話番号 - -)			
	氏名又は名称				
譲渡（受）年月日		令和 年 月 日			
譲渡（受）の理由					

税務署 整理欄	個人番号カード／通知カード ・ 運転免許証 ・ その他 ()	番号 確認		身元確認	
------------	---------------------------------	----------	--	------	--

e-Taxによる申告の特例に係る届出書
(法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用)

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	—	
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	—		電話番号	H09	—
フリガナ (法人名)	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		

次に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要があるので届け出ます。

↓該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載してください。

G01		法人税法第75条の4第1項	G04		法人税法第82条の7第1項
G02		地方法人税法第19条の3第1項	G05		地方法人税法第24条の5第1項
G03		消費税法第46条の2第1項	G06		防衛財源確保法第27条第1項
G07		法人税法第82条の15第1項	G08		法人税法第82条の23第1項
G09		地方法人税法第24条の12第1項			

適用開始 事業年度等	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日	
	N01					N02					

該当条項	該当条項について、該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載のうえ、該当条文の号を記載してください。					号	資本金又は 出資金の額		円	
	Q01		法人税法第75条の4第2項							
	Q02		法人税法第82条の7第2項							
	Q03		地方法人税法第19条の3第2項							
	Q04		地方法人税法第24条の5第2項							
	Q05		消費税法第46条の2第2項							
	Q06		防衛財源確保法第27条第2項		設立年月日等	Q06		元号	年	月

参考事項	
------	--

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	—
-------	-----	--	---------------	---

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考

e - Tax による申告の特例に係る届出書

(法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用) 記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法第75条の4第1項、第82条の7第1項、第82条の15第1項若しくは第82条の23第1項、地方法人税法第19条の3第1項、第24条の5第1項若しくは第24条の12第1項、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第27条第1項又は消費税法第46条の2第1項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

- 2 この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に提出してください（法人税法第82条の7第1項、第82条の15第1項若しくは第82条の23第1項又は地方法人税法第24条の5第1項若しくは第24条の12第1項に規定する特定法人を除きます。）。

なお、令和8年4月1日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する防衛特別法人税の課税事業年度（以下の特定法人でなかったその内国法人について通算承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除きます。）開始の日において以下の特定法人であるものは、同日以後1月以内に防衛特別法人税に係る納税申告書等につきこの届出書を提出してください。ただし、令和8年4月1日前にこの届出書を提出している場合には、防衛特別法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

また、法人税法第82条の7第1項、第82条の15第1項若しくは第82条の23第1項又は地方法人税法第24条の5第1項若しくは第24条の12第1項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に提出してください。ただし、令和8年4月1日前にこの届出書を提出している場合には、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

	特定法人の区分	提出期限
①	事業年度等の開始の時における内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	資本金の額等が1億円を超えることとなった日から1月以内
②	新たに設立された法人でその設立の時における資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の4第1項、地方法人税法第19条の3第1項又は防衛財源確保法第27条第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から2月以内
③	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から1月以内
④	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑤	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑥	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑦	国又は地方公共団体（注1）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から2月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が1億円を超える法人	その開始した日から2月以内
⑨	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から2月以内

（注1） 国又は地方公共団体は消費税法第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注2） 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。

なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。
- (2)

法人税法第75条の4第1項 法人税法第82条の7第1項 法人税法第82条の15第1項 法人税法第82条の23第1項 地方法人税法第19条の3第1項 地方法人税法第24条の5第1項 地方法人税法第24条の12第1項 防衛財源確保法第27条第1項 消費税法第46条の2第1項

の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。
- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
- (4) 「該当条項」欄には、該当有無についての番号を記載のうえ、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時点における資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時点における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の4第2項 法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第19条の3第2項 地方法人税法第24条の5第2項 防衛財源確保法第27条第2項 消費税法第46条の2第2項
②	通算法人 (①に掲げる法人を除きます。)	2	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
③	相互会社 (②に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		2	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
④	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		3	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	5	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		4	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時点における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書
(法人税・消費税用)



年 月 日 提出

提出先	F01			税務署長	法人番号	F02			
納税地	郵便番号	F05	—		代表者	郵便番号	P01	—	
	所在地	F06				住所	H08		
	電話番号	F07	— —			電話番号	H09	— —	
フリガナ (法人名)	F03				フリガナ (代表者氏名)	H06			
法人名	F04				代表者氏名	H07			

次に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。

↓該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載してください。

G01		法人税法第75条の5第1項	G02		法人税法第82条の8第1項	G03		消費税法第46条の3第1項					
G08		法人税法第82条の16第1項	G09		法人税法第82条の24第1項								
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由												
	特例の指定を受けようとする期間	N01	元号	年	月	日	から	N02	元号	年	月	日	まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	N03	元号	年	月	日							
添付書類	確認欄	1: 確認	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類										

次の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

↓該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載してください。

G04		法人税法第75条の5第8項	G05		法人税法第82条の8第8項	G06		消費税法第46条の3第8項	
G10		法人税法第82条の16第2項	G11		法人税法第82条の24第2項				
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	N04	元号	年	月	日			
	特例の適用を受けることをやめようとする理由								
その他の参考事項									

税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	— —	
-------	-----	--	--	---------------	-----	--

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税用）及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）の記載要領等

1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。

- (1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の5第1項、第82条の8第1項、第82条の16第1項若しくは第82条の24第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合

なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の4、第24条の6又は第24条の13の規定により、防衛特別法人税については、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

- (2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合

2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。

（注） この特例（法人税法第75条の5第1項若しくは第82条の8第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出しようとする場合に限り。）の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第7号）。

3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

- (1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。

- (2)

法人税法第75条の5第1項
法人税法第82条の8第1項
法人税法第82条の16第1項
法人税法第82条の24第1項
消費税法第46条の3第1項

 の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

- (3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。

- (4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。

- (5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。

- (6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、確認欄に「1」を記載してください。

- (7)

法人税法第75条の5第8項
法人税法第82条の8第8項
法人税法第82条の16第2項
法人税法第82条の24第2項
消費税法第46条の3第8項

 の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

- (8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の5第4項若しくは第82条の8第4項（第82条の16第2項又は第82条の24第2項において準用する場合を含みます。）又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の5第5項若しくは第82条の8第5項（第82条の16第2項又は第82条の24第2項において準用する場合を含みます。）又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。

- (9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。

- (10) 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

○ みなし承認

この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされます。



プラットフォーム事業者の指定届出書

(□第一種 ・ □第二種)

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長經由 国税庁長官	法人番号	F02	
氏名又は名称	日本語 (カナ) 表記	※	F03		日本語 (カナ) 表記	H06
	英語 表記	※	F04		英語 表記	H07
	【参考】 自国語 表記					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—
	納税地	F06				
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	日本語 (カナ) 表記					
	英語 表記	F33		電話番号	国番号 + — — —	
次の事項(次の1及び2については、この届出書の(※)印欄)は国税庁ホームページで公表されます。 1 届出者に係るデジタルプラットフォームの名称 2 届出者の氏名又は名称 3 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日						
下記のとおり、消費税法第15条の2第2項又は同法第15条の3第2項の規定により第一種又は第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者に該当するため、同法第15条の2第3項又は同法第15条の3第3項の規定により届出します。						
提供するデジタル プラットフォームの 名称	日本語 (カナ) 表記	※				
	英語 表記	※				
消費税法第15条の2第2項又は同法 第15条の3第2項に規定する 合計額が50億円を超えることとなる 課税期間及び当該合計額			自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
			※ 当該課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。)で除し、これに12を乗じて計算した金額を記載します。			
参 考 事 項						
税 理 士 署 名			(電話番号 — —)			

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

第一種又は第二種プラットフォーム事業者の 指定届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、次の事項に該当する場合に提出するものです。

(1) 第一種プラットフォーム事業者

その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が日本国内向けに行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。）に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が50億円を超える場合（法15の2①、②）。

(2) 第二種プラットフォーム事業者

その提供するデジタルプラットフォームを介して①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が50億円を超える場合（法15の3①、②）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

(注) その課税期間の末日において既に第一種又は第二種プラットフォーム事業者である場合は、提出する必要はありません。国税庁長官の指定を受けた第一種又は第二種プラットフォーム事業者は、基準期間における課税売上高等にかかわらず、納税義務の免除の規定及び簡易課税制度の適用はありません（法15の2⑭、15の3⑭）。

2 提出時期

この届出書は、上記1の(1)又は(2)に掲げる場合に該当する課税期間に係る確定申告書の提出期限(注)までに、提出することとされています。

(注) 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の提出期限となります。

3 記載要領

(1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の該当する□にレ印を付します。

(2) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。

(3) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(4) 非居住者である個人事業者又は外国法人の場合の「納税地」欄は、次により記載します。

イ 非居住者である個人事業者の場合

(イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所

ロ 外国法人の場合

(イ) 国内に事務所、事業所、その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

(ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所

(5) 「住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(6) 「提供するデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(7) 「消費税法第15条の2第2項又は同法第15条の3第2項に規定する合計額が50億円を超えることとな

る課税期間及び当該合計額」欄には、上記 1 又は(2)に掲げる場合に該当する課税期間の初日及び末日を記載するとともに、当該合計額を記載します。なお、当該課税期間が 1 年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額を記載します。

(8) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 注意事項

この届出書の内容を確認の上、国税庁長官が第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定を行います。国税庁長官の指定の効力は、原則として、この届出書の提出期限（上記 2 参照）から 6 か月を経過する日の属する月の翌月の初日から生じます。

第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日のほか、この届出書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称（日本語表記及び英語表記）
- (2) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称（日本語表記及び英語表記）



プラットフォーム事業者の指定を受けたものと
みなされる合併法人等に該当する旨の届出書
(☐第一種 ☐第二種)

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01			税務署長經由 国税庁長官	法人番号	F02		
氏名又は名称	日本語 (カナ)表記	※	F03	(法人の場合) 代表者氏名		日本語 (カナ)表記	H06	
	英語表記	※	F04					
	【参考】 自国語表記							
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	— —	
	納税地	F06						
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	日本語 (カナ)表記				電話番号	国番号	+ — — —	
	英語表記	F33						
この届出書に記載した次の事項(※印欄)は国税庁ホームページで公表されます。 1 届出者に係るデジタルプラットフォームの名称 2 届出者の氏名又は名称 3 届出者が第一種又は第二種プラットフォーム事業者に係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた年月日								
下記のとおり、消費税法施行令第29条第1項又は同令第30条第1項の規定により第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされることとなるため、同令第29条第2項又は同令第30条第2項の規定により届出します。								
提供するデジタル プラットフォームの 名称	日本語 (カナ)表記	※						
	英語表記	※						
事業承継事由		☐ 合併 ☐ 分割 ☐ 事業譲受						
第一種又は第二種プラットフォーム 事業者に係る事業を合併若しくは 分割により承継し、又は当該 事業を譲り受けた年月日		※	令和 年 月 日					
被合併法人等	氏名又は 名称	日本語 (カナ)表記						
		英語表記						
	(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ)表記						
		英語表記						
参 考 事 項								
税 理 士 署 名		(電話番号 — — —)						

第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる合併法人等に該当する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、第一種又は第二種プラットフォーム事業者以外の事業者が、第一種又は第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し又は事業を譲り受けた場合に提出するものです（令 29①、②、30①、②）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

（注） 国税庁長官の指定を受けた第一種又は第二種プラットフォーム事業者は、基準期間における課税売上高等にかかわらず、納税義務の免除の規定及び簡易課税制度の適用はありません（法 15 の 2⑭、15 の 3⑭）。

2 提出時期

この届出書は、合併若しくは分割又は事業の譲受けの日後、遅滞なく提出することとされています（令 29②、30②）。

3 記載要領

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の該当する□にレ印を付します。
- (2) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (3) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (4) 非居住者である個人事業者又は外国法人の場合の「納税地」欄は、次により記載します。

イ 非居住者である個人事業者の場合

- (イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
- (ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所
- (ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
- (ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所

ロ 外国法人の場合

- (イ) 国内に事務所、事業所、その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
 - (ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
 - (ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所
 - (ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
 - (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所
- (5) 「住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
 - (6) 「提供するデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
 - (7) 「事業承継事由」欄の該当する□にレ印を付します。
 - (8) 「被合併法人等」欄には、第一種又は第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業の承継元である被合併法人、分割法人又は譲渡人である事業者の「氏名又は名称」及び「代表者氏名」を、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
 - (9) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 注意事項

第一種又は第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し又は事業を譲り受けた事業者（第一種又は第二種プラットフォーム事業者を除く。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあった日に、第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定があったものとみなされます。

第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日（当該合併若しくは分割又は譲受けがあった日）のほか、この届出書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称（日本語表記及び英語表記）
- (2) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称（日本語表記及び英語表記）

プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書

(☐第一種　・　☐第二種)



年　　月　　日　提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長経由 国税庁長官	法人番号	F02		
氏名又は名称	日本語 (カナ)表記	F03		(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ)表記	H06	
	英語表記	F04			英語表記	H07	
		【参考】 自国語表記					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—
	納税地	F06					
下記のとおり、第一種又は第二種プラットフォーム事業者として公表された事項に変更があったので、消費税法第15条の2第6項又は同法第15条の3第6項の規定により届出します。							
変更の内容	変更年月日	令和　　　　　　　　　年　　　　　　　　　月　　　　　　　　　日					
	変更事項	☐ 届出者に係るデジタルプラットフォームの名称 ☐ 届出者の氏名又は名称					
	変更前						
	変更後						
※ この届出書の「変更後」欄に記載した内容は国税庁ホームページで公表されます。							
参考事項							
税理士署名		(電話番号　　—　　—　　)					

第一種又は第二種プラットフォーム事業者の 公表事項変更届出書記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、国税庁ホームページに公表された第一種又は第二種プラットフォーム事業者に関する事項に変更があった場合に提出するものです（法 15 の 2 ⑥、15 の 3 ⑥）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

2 提出時期

この届出書は、国税庁ホームページに公表された第一種又は第二種プラットフォーム事業者に関する事項に変更があった場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の該当する□にレ印を付します。
- (2) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (3) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (4) 「変更年月日」欄には、国税庁ホームページに公表された第一種又は第二種プラットフォーム事業者に関する事項に変更があった年月日を記載します。
- (5) 「変更事項」欄の該当する□にレ印を付します。
- (6) 「変更前」欄及び「変更後」欄には、変更事項を記載します。
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

4 注意事項

この届出書に記載した変更事項は、国税庁ホームページに公表されます。

プラットフォーム事業者の指定解除申請書

(☐第一種 • ☐第二種)



年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長経由 国税庁長官	法人番号	F02			
氏名又は名称	日本語 (カナ)記 表	F03		(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ)記 表	H06		
	英語記 表	F04			英語記 表	H07		
	【参考】 自国語記 表							
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—	
	納税地	F06						
下記のとおり、第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定を解除したいので、消費税法第15条の2第7項又は同法第15条の3第7項の規定により申請します。								
提供するデジタル プラットフォーム の名称	日本語 (カナ)記 表							
	英語記 表							
消費税法第15条の2 第7項又は同法第15条の 3第7項に規定する 合計額が50億円以下 である場合に該当する 各課税期間及び 当該合計額		課税期間			計額			
		①	自	令和	年	月	日	円
			至	令和	年	月	日	
		②	自	令和	年	月	日	円
		至	令和	年	月	日		
	③	自	令和	年	月	日	円	
		至	令和	年	月	日		
参考事項								
税理士署名		(電話番号 — —)						

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考	
		F12					

第一種又は第二種プラットフォーム事業者の 指定解除申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、第一種又は第二種プラットフォーム事業者が、次の事項に該当する場合に提出するものです。

(1) 第一種プラットフォーム事業者

その提供するデジタルプラットフォームを介して、国外事業者が日本国内向けに行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。以下「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が、その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間（以下「第三年度の課税期間」といいます。）までのいずれの課税期間においても50億円以下である場合（法15の2⑦）。

(2) 第二種プラットフォーム事業者

その提供するデジタルプラットフォームを介して①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が、その課税期間から第三年度の課税期間までのいずれの課税期間においても50億円以下である場合（法15の3⑦）。

この申請書は、申請者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

2 提出時期

この申請書は、上記1(1)又は(2)に掲げる場合に該当する第三年度の課税期間に係る確定申告書の提出期限までに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の該当する□にレ印を付します。
- (2) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (3) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (4) 「提供するデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (5) 「消費税法第15条の2第7項又は同法第15条の3第7項に規定する合計額が50億円以下である場合に該当する各課税期間及び当該合計額」欄には、その課税期間から第三年度の課税期間までのそれぞれの課税期間の初日及び末日を記載するとともに、その課税期間において、申請者の提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額（消費者向け電気通信利用役務の提供に課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。）又は特定少額資産の譲渡等に係る対価の額（特定少額資産の譲渡等に課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。）のうち申請者を介して収受するものの合計額（当該課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）を記載します。なお、課税期間特例の適用を受けていることなどにより、その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までのそれぞれの課税期間の全てがこの欄に記載できない場合には、「参考事項」欄に記載するか、適宜の用紙に記載の上、この申請書に添付して提出してください。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

4 注意事項

この申請書の提出により、第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された場合であっても、国税庁長官が当該指定解除の通知を発した日の翌日から同日以後6月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き、第一種又は第二種プラットフォーム事業者とみなして、プラットフォーム課税の適用を受けることから、第一種又は第二種プラットフォーム事業者とみなされる期間中に行われるプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供又は特定少額資産の譲渡等については、当該第一種又は第二種プラットフォーム事業者において、申告・納税を行うこととなります（法15の2⑨、15の3⑨）。

なお、国税庁長官が第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定を解除した場合、次の事項が国税庁ホームページで公表されます。

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された旨
- (2) プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日

第一種又は第二種プラットフォーム事業者に係る 事業廃止届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、第一種又は第二種プラットフォーム事業者が、プラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合に提出するものです（法 15 の 2 ⑩、法 15 の 3 ⑩）。
この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の該当する□にレ印を付します。
- (2) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (3) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (4) 「廃止年月日」欄には、デジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日を記載します。
- (5) 「廃止したデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (6) 「上記のデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した理由」欄には、デジタルプラットフォームに係る事業を廃止した理由を記載します。
(記載例)
△年△月△日、〇〇（住所等）に所在する××（個人事業者名又は法人名）にデジタルプラットフォームに係る事業を譲渡したため。
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

4 注意事項

この届出書の内容を確認の上、プラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められる場合には、国税庁長官が第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定を解除します。

なお、国税庁長官が第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定を解除した場合、次の事項が国税庁ホームページで公表されます。

- (1) 第一種又は第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された旨
- (2) プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日